

本工事の見積ならびに施工は下記による。

記

1. 設 計 書(表紙共)2 枚5. その他
2. 余裕期間を設定する工事に関する
特記仕様書— 枚
3. 情報の保護及び管理のための
特記仕様書(工事請負用)1 枚
4. 設計図(特記仕様書共)47 枚

請負代金の支払

請負代金の支払いは、銀行振込み又は横線小切手によるものとし、支払場所は名古屋市役所とする。

前払金及び中間前払金(設計書の支払条件欄に、前払金がある場合。)

前払金の額(請負代金額の4割以内。)

中間前払金の額(請負代金額の2割以内。前払金と中間前払金の合計額は請負代金額の6割以内。)

なお、複数年度にわたる工事の場合は、下記の年度毎出来高予定に相当する請負代金相当額の上記割合以内とする。

- ・ 6 年度出来高予定(概ね 0 %) — — 年度 前払予定
- ・ 7 年度出来高予定(概ね 10 %) — 7 年度 前払予定
- ・ 8 年度出来高予定(概ね 90 %) — 8 年度 前払予定

また、中間前払金の対象工事は、名古屋市公共工事の前払金取扱要綱のとおりとする。

但し、部分払の請求を行った工事の場合は、中間前払金の支払い請求不可。

部分払(但し、中間前払金の請求を行った工事の場合は、部分払の支払い請求不可。(各年度末の出来高部分に対する支払い請求は可能。))

部分払を請求しようとするときは、部分払の対象となる工事の出来高部分について、名古屋市工事請負契約約款第36条第5項各号に定める内容の火災保険に付し、その保険証券を本市に寄託すること。

ただし、地業工事等の火災のおそれのないものは除く。(請求時期については本市と協議を行うこと。)

提出書類

工事契約後、工事着手届、工事工程表、現場代理人届、主任・監理技術者届、下請負届、工事日報、工事完了届、その他必要提出書類については、監督員の指示等により住宅都市局指定の様式を参考に作成し、適宜提出すること。

[illegible]

情報の保護及び管理のための特記仕様書（工事請負用）

令和 6 年 3 月
名古屋市住宅都市局

この工事を請け負った者は、市の保有する情報を取り扱うに当たり、次の「情報取扱注意項目」を遵守しなければならない。

情報取扱注意項目

（基本事項）

第 1 この工事による市の保有する情報の取扱い（以下「本件業務」という。）を請け負った者（以下「受注者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

（関係法令等の遵守）

第 2 受注者は、本件業務を履行するに当たり、当該業務に係る関係法令のほか、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号。以下「あんしん条例」という。）、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）、名古屋市個人情報保護条例（令和4年名古屋市条例第56号。以下「保護条例」という。）その他情報保護に係る関係法令も遵守しなければならない。

（適正管理）

第 3 受注者は、本件業務に関して知り得た市の保有する情報（名古屋市（以下「発注者」という。）が、利用、提供、廃棄等について決定する権限を有し、事実上当該情報を管理しているといえるものをいう。）の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の市の保有する情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（個人情報の適正取得）

第 4 受注者は、本件業務を履行するために、個人情報（保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集するときは、当該業務を履行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（第三者への提供及び目的外使用の禁止）

第 5 受注者及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、市の保有する情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。
2 前項の規定は、契約の終了（契約を解除した場合を含む。以下同じ。）後においても同様とする。

（下請負の制限）

第 6 受注者は、本件業務の一部を第三者に請け負わせようとする場合は、市の保有する情報の取扱いに関し、本件業務において受注者が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。
2 受注者は、機密情報（名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成16年名古屋市規則第50号）第28条第1項第1号に規定する機密情報をいう。以下同じ。）の取扱いを伴う本件業務を請け負った第三者からさらにほかの第三者に請負（以下「再下請負」という。）させてはならない。ただし、再下請負させることにやむを得ない理由がある場合であつて、発注者が認めたときはこの限りでない。

（複写及び複製の禁止）

第 7 受注者は、発注者から指示又は許可された場合を除き、市の保有する情報が記録された資料及び成果物（発注者の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したものを含む。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

（情報の返却及び処分）

第 8 受注者は、市の保有する情報が記録された資料のうち発注者から取得したものを取り扱う必要がなくなったときは、その都度速やかに発注者に返却しなければならない。ただし、発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。
2 受注者は、前項に規定する場合を除き、市の保有する情報を取り扱う必要がなくなったときは、その都度確実かつ速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。

（情報の授受及び搬送）

第 9 市の保有する情報並びに市の保有する情報が記録され

た資料及び成果物の授受は、全て発注者の指名する職員と受注者の指名する者との間において行うものとする。

2 受注者は、市の保有する情報を搬送する際には、漏えい、滅失又はき損が起らないようにしなければならない。

（報告等）

第10 受注者は、発注者が市の保有する情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒んではならない。また、発注者が市の保有する情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。

2 受注者は、市の保有する情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

（従事者の教育）

第11 受注者は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例、保護法、保護条例その他情報保護に係る関係法令を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。

2 受注者は、本件業務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、保護法（受注者が、市会に係る個人情報の取扱いの委託を受けた者の場合は、保護条例）に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

3 受注者は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

4 受注者は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び市の保有する情報の目的外利用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

（契約解除及び損害賠償等）

第12 発注者は、受注者が情報取扱注意項目に違反していると認めたときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

(1) 契約を解除すること。

(2) 損害賠償を請求すること。

(3) 市の保有する情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条例第34条第1項の規定に基づき勧告し、その勧告に従わなかったときは、同条第2項の規定に基づきその旨を公表すること。

2 前項第2号及び第3号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。

（特定個人情報に関する特則）

第13 受注者は、本件業務が特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報という。以下同じ。）を取り扱う事務である場合、あらかじめ発注者の承認を得た場合を除き、本件業務の履行場所から特定個人情報を持ち出してはならない。

2 受注者は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者を明確にしなければならない。なお、発注者から求めがあるときは、特定個人情報を取り扱う者について速やかに報告しなければならない。

3 受注者は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者に対し、番号利用法その他特定個人情報の保護に係る関係法令を周知するなど特定個人情報の保護に関し十分な教育を行うとともに、特定個人情報の取扱いについて監督しなければならない。

4 受注者は、前3項に規定する事項のほか、番号利用法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者としての義務を果たすこと。

※ 個人番号関係事務の場合は、「第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者」を「第2条第13項に規定する個人番号関係事務実施者」に修正する。